

令和6年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」に係る 大学生グループ募集要領

1 目的

人口減少や少子高齢化が進む過疎・中山間地域の集落では、地域活動の担い手不足などにより、地域住民の力だけでは集落の活力を維持していくことが困難となることが懸念されています。このような中、福島県では、新しい視点や行動力・専門知識などの『外からの力』を持つ大学生等と集落が交流する中で、地域の復興・活性化を図り、集落の応援団（サポーター）を育成することを目的とし、「大学生と集落の協働による地域活性化事業」（以下、「大学生事業」という。）を実施しています。

このうち、「集落自主活動に係る伴走支援事業」は、福島県が、「大学生の力を活用した集落復興支援事業」に参加した大学生等で構成されるグループ（以下、「大学生グループ」という。）に、「サポート事業（過疎・中山間地域活性化枠）」（以下、「サポート事業」という。）の活用を検討または実施している集落の主体的な取組への伴走支援を委託して実施するものです。

2 募集件数及び調査対象

- (1) 募集件数：福島県内又は県外の大学生グループ
 - 3年目：最大4グループ（令和5年度に2年目の活動を実施した大学生グループが対象）
 - 4年目：最大5グループ（令和5年度に3年目の活動を実施した大学生グループが対象）
- (2) 調査対象：福島県内の過疎・中山間地域にある、「サポート事業」の活用を検討または実施している集落

3 応募資格

応募資格は、以下の要件を満たす大学生グループとします。

- (1) 福島県内又は県外に設置されている大学（大学院、短期大学等を含む。）に在籍する大学生等5～10名程度から構成され、過去に大学生事業に参加した経験がある者を1名以上含んでいること。なお、過去に大学生事業に参加した経験がある大学のOB・OGも構成員とすることができる。
- (2) グループの団体規約があること。
- (3) 構成員名簿があること。
- (4) 指導教員が大学生等の現地活動をサポートできる体制があること。
- (5) 活動に熱意を持って取り組むとともに、活動の対象となる集落の住民に敬意を払い、真摯な態度で接すること。
- (6) 事業の趣旨・内容に賛同し、事業を実施すること。

- (7) 3年目の活動においては、調査対象となる集落が「サポート事業」の活用を検討または実施している集落であること。
- (8) 4年目の活動においては、調査対象となる集落が「サポート事業」の採択を受けている集落であること。ただし、令和6年度においてはこの限りではない。

4 実施期間

契約の日から令和7(2025)年2月28日まで

5 実施内容

3年目：【別紙】「仕様書（3～4年目・伴走支援）（案）」中「4 業務内容」のとおり。

現地活動は原則として1泊2日×4回以上の日程で実施する。

4年目：【別紙】「仕様書（3～4年目・伴走支援）（案）」中「4 業務内容」のとおり。

現地活動は原則として1泊2日×2回以上の日程で実施する。

※仕様書は現段階の案であり、今後変更する場合があります。

6 委託料

(1) 積算対象：ア 伴走支援に係る交通費及び宿泊費

※活動報告会に係る代表者分の旅費（交通費）を含みます。

イ 伴走支援に係る業務実施報告書作成に係る費用

(2) 支払時期：委託事業の完了検査後。ただし、必要と認められる場合は委託料の80パーセント以内の金額を前金払いします。

【参考】委託料は、大学から集落までの往復距離（上限700km）や大学生グループの人数（上限10名）に応じて決定します。

（目安）3年目：18万円～58万円程度

4年目：10万円～32万円程度

7 応募方法

令和6年度「集落自主活動に係る伴走支援事業」応募申請書〔大学生グループ用〕（様式第3号）に必要事項を記入の上、郵送、持参、電子メールのいずれかの方法により提出してください。

※様式は、福島県企画調整部地域振興課のホームページからダウンロードできます。

【集落自主活動に係る伴走支援事業について】

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025a/tiikishinkou-56.html>

8 応募締切

令和6(2024)年5月24日(金)

※郵送の場合、当日消印有効とします。

9 受入集落の決定方法

受入集落は、1年目・2年目の活動を実施した集落となりますので、受入集落からも応募があることが必要です。

10 提出先・問い合わせ先

福島県企画調整部地域振興課 加瀬

郵便番号：960-8670

住所：福島市杉妻町2-16（郵送の場合、住所の記載は不要です）

電話：024-521-7114

メールアドレス：tiikishinkou@pref.fukushima.lg.jp

11 その他

- (1) 当該委託事業への応募又は受託に当たり、以下の経費は負担していただくこととなります。
 - ① 委託額を超えて要する交通費、宿泊費、報告書作成費用等
 - ② 傷害保険料
※福島県では委託の実施に当たって発生した事故等に対しては一切責任を負いかねますので、あらかじめ御了承ください。
 - ③ その他応募に要する経費等
- (2) インスタグラム等の SNS ツールでアカウント（「大学生グループ名×市町村集落名」のアカウントなど）を開設し、活動の様子を発信するようお願いいたします。また、活動報告会資料等に使用するため、活動の様子がわかる写真や集落の方との集合写真を撮影するようお願いいたします。
- (3) 令和7年度も本事業を実施する場合、集落がサポート事業を採択されることが要件となりますので、年度末のサポート事業の申請を見据えた支援を行うよう努めてください。